

令和 6 年度 包括外部監査契約の締結について

1 契約の概要

中核市は、地方自治法（第 252 条の 36 第 1 項）の規定により、毎会計年度に係る包括外部監査契約を締結しなければならないこととなっており、令和 6 年度に係る包括外部監査について、契約を締結するものである。

※契約の締結をする場合は、地方自治法（第 252 条の 36 第 1 項）の規定により議会の議決を経なければならない。

2 契約の目的

監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出

3 契約の期間の始期

令和 6 年 4 月 1 日

4 監査に要する費用の額の算定方法

執務費用及び報告書作成費用並びに交通費等の合算額とし、
12,548,998 円を上限とする。

5 監査に要する費用の支払方法

費用の一部について概算払をする。

6 契約の相手方

日本公認会計士協会 東北会青森県会 所属

公認会計士 はと けんじ
鳩 健二 氏

住 所 青森県八戸市長根二丁目 7 番 14 号

【 契約の相手方に係る包括外部監査の実績 】

令和 2 年度～令和 4 年度	青森県包括外部監査人
平成 26 年度～令和元年度、令和 5 年度	青森県包括外部監査人補助者
令和 元年度～令和 5 年度	八戸市包括外部監査人補助者

7 公認会計士と契約を締結する理由

○地方自治法（第 252 条の 28 第 1 項及び第 2 項）の規定により、外部監査契約を締結できる者は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者で、弁護士、公認会計士、監査実務に精通する一定の行政事務経験者、又は税理士でなければならないこと。

○包括外部監査人として契約できる者のうち、公認会計士は、監査及び会計の専門家であり、企業会計等に関する専門的知識が地方公共団体の監査に有用であること。